

目次

平成 28 年度大好きいばらき就職面接会 参加者募集！	1
平成 28 年度労働政策課主要事業の概要	2
平成 28 年度職業能力開発課主要事業の概要	3
平成 28 年度茨城労働局労働行政運営方針	4
労働保険年度更新手続きはお早めに！	5
平成 28 年度の雇用保険料率が引き下がります	6
「全国安全週間」を 7 月に実施/平成 27 年労働災害発生状況	7
職場の熱中症対策は万全ですか	8~9
障害者の雇用/高齢者雇用確保措置/キャリアアップ助成金	10
ユースエール認定制度/新規学校卒業者の就職に関する申し合わせ	11
有期雇用労働者等に関する特別措置法の概要について	12
労働委員会の窓から	13~15
地域産業人材 U I J ターン・定着推進事業	16
メーデーの実施/仕事と生活の調和推進計画/調和支援奨励金のご案内	17

～ 茨城で働こう！君にぴったりの会社がここにある！ ～

平成28年度 大好きいばらき就職面接会 参加者募集！

【対象者】平成 29 年 3 月大学院・大学・短大・専修学校等卒業予定者及び既卒未就職者

【参加予定事業所数】水戸会場 90 社・土浦会場 60 社

【開催日・場所】

	水戸会場	土浦会場
開催日	6月13日(月曜日)	6月20日(月曜日)
場所	ホテルレイクビュー水戸 水戸市宮町1-6-1 (水戸駅より徒歩3分)	ホテルマロウド筑波 土浦市城北町2-24 (土浦駅より徒歩12分)

※詳しくは労働政策課ホームページをご覧ください。

<http://www.pref.ibaraki.jp/shokorodo/rosei/rodo/h28daisuki/index2.html>

【お問い合わせ】茨城県商工労働観光部労働政策課雇用促進対策室

TEL 029-301-3645



平成28年度労働政策課主要事業の概要

1 いばらき就職・生活総合支援センター事業

若年者をはじめとする就職希望者に対して、就職相談から職業紹介までの一貫したサービスを提供するとともに、各センターから遠距離の地域における出張相談を実施しています。

また、離職された方の再就職支援、若年者の正規雇用支援、女性・中高年齢者の再就職支援及び新規立地企業や地域の中小企業に対する人材確保支援を行っています。

水戸市三の丸1-7-41(祝日・年末年始は休業)

○就職支援(平日9:00-20:00, 土日9:00-17:00)

TEL 029-300-1916 ※職業紹介は
029-300-1715 平日9:00-16:00のみ

○労働相談(平日9:00-20:00, 土日10:00-16:00)

TEL 029-233-1560

○生活支援(月・水・金10:00-16:00)

TEL 029-232-1245

2 地方創生人材還流・定着支援事業

「しごと・移住等」に関する情報提供や相談等のワンストップサービスを提供する「いばらき地域しごと支援センター」を整備・運営するとともに、人材確保に向けてUIターンと地元就職の取組を実施することにより、新卒者はもとより、広く、県内への転職者、移住希望者を掘り起こし、東京圏等からの人材還流と地元定着を促進する。

3 大学等就職面接会開催事業

大学等卒業予定者の就職機会の拡大と県内企業の人材確保を図るため、「大好きいばらき就職面接会」を開催します。(前期と後期に各2会場で開催予定)

4 高年齢者労働能力活用事業

働く意志と能力を持った高年齢者に対して就業機会を提供するシルバー人材センター連合会の運営費の一部を助成します。

5 障害者就職面接会開催事業

事業者への障害者雇用の理解を深め、障害者の就職機会の拡充を図ります。前期(9,10月)5会場、後期(2月)5会場で開催予定です。

6 事業復興型雇用創出事業

被災地域において将来的に地域の雇用創出の中核となることが期待される事業の事業主が被災求職者を雇用した場合に、産業政策と一体となり、雇用に係る費用の一部を事業主に助成しています。

7 緊急生活支援融資資金貸付制度

失業者や勤労者に対する緊急生活支援対策として、生活資金を中央労働金庫と協調して低利で貸し付けます。

(1) 失業者等生活資金融資制度

県内にお住まいの勤労者が、失業したり、給料の遅配を受けたりした場合に、日常生活に必要な生活資金をお貸しします。(貸付限度額50万円, 利率1.2%)

(2) 勤労者生活資金融資制度

県内にお住まい又は勤務する方に、冠婚葬祭、病気による入院、子どもの学校入学、災害等のために必要な生活資金をお貸しします。(貸付限度額100万円, 利率1.7%)

8 育児休業・介護休業者生活資金貸付制度

茨城県内にお住まいの勤労者が、育児休業や介護休業を取得した場合、休業期間中の生活に必要な資金をお貸しします。

(貸付限度額100万円, 利率1.5%)

※11・12の貸付制度についてのお問い合わせは

中央労働金庫 茨城県本部 TEL 029-221-4181

または中央労働金庫県内各支店へ

9 仕事と生活の調和推進事業

勤労者が、仕事と生活を両立することができ、いきいきと働くことができるワーク・ライフ・バランス社会の実現に向けて次の取組を促進・支援します。

(1) 企業に対する普及啓発

「いばらきワーク・ライフ・バランス推進協議会」を開催するとともに、11月を「いばらきワーク・ライフ・バランス推進月間」とし、労働時間の縮減や休暇取得などを推進するためのキャンペーンを実施します。

(2) 企業に対する支援

「仕事と生活の調和推進計画」の策定を支援するとともに、アドバイザーによる中小企業への普及・啓発を行います。

また、ワーク・ライフ・バランス取組支援セミナーを開催し、経営効果を向上させるワーク・ライフ・バランスの推進方策を示し、企業の自主的な取組を支援します。

また、育児・介護休業法が努力義務としている休業制度や短時間勤務制度等を導入し、実際に制度を一定期間利用した従業員がいた場合に、中小企業主に対して「仕事と生活の調和支援奨励金」を支給します。(※支給額: 30万円(1事業主あたり1回のみ))

(3) 女性に対する支援

女性の採用に意欲的な企業を集めた説明会を開催します。

また、女性専用の相談窓口をいばらき就職・生活総合支援センター(水戸市三の丸)に設置しております。

茨城県商工労働観光部労働政策課

〒310-8555 茨城県水戸市笠原町 978-6

TEL: 029-301-3635

<http://www.pref.ibaraki.jp/soshiki/shokorodo/rosei/index.html>

平成 28 年度職業能力開発課主要事業の概要

県立産業技術短期大学校及び県内 5 か所の県立産業技術専門学院における企業の人材ニーズに即した職業訓練の実施や民間教育訓練機関等を活用した多様なコースの設定、優れた技能者の顕彰、技能検定などの職業能力評価制度の促進等により、本県のものづくり産業を支える人材の育成や技能の振興を図ります。

1 新規学卒者訓練事業

高等学校等新規学卒者を対象に、県立産業技術短期大学校において、高度な IT 技能者を育成するとともに、県立産業技術専門学院において、ものづくりを担う技能人材を育成します。

- (1) 県立産業技術短期大学校
情報システム科、情報処理科の 2 コース
(定員：80 名、訓練期間：2 年)
- (2) 県立産業技術専門学院
自動車整備科、電気工学科、金属加工科、機械システム科等延べ 11 コース
(定員：365 名、訓練期間：1～2 年)

2 離職者等訓練事業

離職者等の早期就職を促進するため、公共職業安定所との連携を図りながら、学院施設内のほか、民間の活用等により就職のために必要な知識・技能を習得する訓練を行います。

- (1) 施設内訓練（産業技術専門学院で実施）
生産 CAD 科、IT 技術科、金属加工科 3 コース
(定員：50 名、訓練期間：1 年)
- (2) 委託訓練（民間教育訓練機関等へ委託）
OA システム科、介護福祉科、介護サービス科、医療事務科等 95 コース
(定員：1,648 名、訓練期間：1 週間程度～2 年)

3 在職者訓練事業・いばらき名匠塾事業

中小企業在職者の能力向上を図るため、企業ニーズに基づき、技能向上、IT 技術、オーダーメイド等実践的な訓練コース（土日、夜間も実施）の設置、中堅者への技能継承の促進を図るため、ベテラン技能者が培ってきた技能を伝承するための講座を開催します。

- (1) 在職者訓練事業
 - ・技能向上コース（電気工事士、溶接等）
44 コース、定員 755 名
 - ・IT コース（CAD、OA システム等）
22 コース、定員 295 名
 - ・オーダーメイド型コース（個別相談により訓練内容を決定）
30 コース、定員 325 名
 - ・技能ブラッシュアップコース
(技能検定 1・2 級の技能習得を目指す少人数・長時間のコース)
2 コース、定員 6 名
- (2) いばらき名匠塾事業
 - ・講座内容：旋盤コース、電子機器組立コースなど
 - ・対象者：中小企業で働く中堅青年技能者（概ね 20 歳代から 30 歳代）
 - ・定員等：各コース 5 名以内（各学院でコース実施）総定員 30 名

4 ものづくり振興・人材育成事業

優れた技能者を『ものづくりマイスター』として認定し、地位向上を図るとともに、企業における OJT や、学校教育・社会教育などにおいて積極的に活用を図るとともに、高校生を対象としたジュニア技能インターンシップ事業を実施します。
※ ものづくりマイスター：優れた技能を有し、技能の維持・継承や人材育成のできる者

5 デュアルシステム事業

卒業後未就職の方やフリーター等を対象に、就職に必要な知識・技能を習得するため教育訓練と企業実習を組み合わせた訓練を行います。
・専門学校等に委託し、OA システム科、介護サービス・介護事務科等 7 コース
(定員：140 名、訓練期間：3 ヶ月又は、4 ヶ月)

6 障害者に対する職業能力開発事業

- (1) 知的障害者職業能力開発事業
水戸産業技術専門学院において、知的障害者を対象に職業訓練を行います。
・総合実務科（定員：20 名、訓練期間：6 ヶ月）
- (2) 障害者委託訓練事業
民間教育機関等に委託して、障害者を対象に職業訓練を行います。
・知識・技能習得訓練コース
(定員：15 名、訓練期間：3 ヶ月)
・実践能力習得訓練コース
(定員：1 名～、訓練期間：1 ヶ月)

7 茨城県職業人材育成センター運営事業

企業等に対する職業能力開発の拠点及び技能検定会場等、能力評価の振興を図る拠点として運営します。
・名称：茨城県職業人材育成センター
・所在地：水戸市水府町 864-4
・用途：技能検定会場、県及び事業主・事業主団体等が行う職業訓練、研修室の貸出し等

【お問い合わせ】

茨城県商工労働観光部職業能力開発課
〒310-8555 茨城県水戸市笠原町 978-6
TEL：029-301-3653

<http://www.pref.ibaraki.jp/soshiki/shokorodo/shokuno/index.html>

平成 28 年度茨城労働局労働行政運営方針

平成 28 年度において、茨城労働局では、各行政課題に対して、以下のとおり取り組むこととしています。

1 茨城における労働行政を取り巻く情勢と課題

(1) 「全員参加の社会」の実現加速

最近の県内の雇用情勢は、有効求人倍率が平成 26 年 3 月以降 1 倍台（いずれも季節調整値）で推移し改善の傾向が続いているものの、建設、介護等の分野における人手不足が顕在化するとともに、正社員の有効求人倍率については、1 倍に満たない状況等にある。このため、労働市場全体としてのマッチング機能を強化するとともに、全ての人材が能力を高め、その能力を存分に発揮できるよう、女性・若者・高齢者・障害者等の活躍促進などにより「全員参加の社会」の実現加速を図る。

(2) 公正、適正で納得して働くことのできる環境整備

茨城における所定外労働時間が全国で一番長くなっていること等から、長時間労働の抑制や年次有給休暇の取得促進等の働き方改革の実現、労働条件の確保・改善、労働者が安全で健康に働くことができる職場づくり等の推進を行い、公正、適正で納得して働くことのできる環境の整備を図る。

2 労働行政の重点施策

(1) 総合労働行政機関として推進する重点施策

地域における総合労働行政機関として、地方自治体、関係団体等との連携を図るとともに、労働行政に対する理解と信頼を高めるための積極的な広報の実施、大学等での労働法制の普及等、地域に密着した行政を展開する。

(2) 雇用環境・均等室の重点施策

女性活躍推進法に基づく一般事業主行動計画の策定・届出及び認定取得への促進に重点を置くとともに、成立した「雇用保険法等の一部を改正する法律」の円滑な施行に向けた積極的な周知広報を行う。併せて、パートタイム労働法の履行確保を図る。

また、年次有給休暇の取得促進等、働き方改革の推進を図るとともに、無期転換ルールの周知、学生アルバイトの労働条件の確保に向けた周知・啓発等労働条件の確保・改善対策を行う。

(3) 労働基準部の重点施策

長時間労働の抑制及び過重労働による健康障害防止に係る監督指導等を行い、法定労働条件の順守徹底のための迅速かつ厳正な対応を行うとともに、労働条件の確保・改善に向けた総合的な施策を推進する。

(4) 職業安定部の重点施策

職業紹介業務の充実強化による効果的なマッチングの推進や、人手不足分野などにおける人材確保と雇用管理改善（＝事業主自身が職場自体の魅力アップ）、正社員希望者に対する就職支援、若者・高齢者・障害者などの雇用対策を進めるとともに、国の行う職業指導及び職業紹介の事業等と地方自治体の講じる雇用に関する施策が密接な関連の下に円滑かつ効果的に実施されるよう、国と地方自治体との連携を一層強化する。

(5) 労働保険適用徴収業務等の重点施策

労働保険料等の適正徴収等を実施するとともに、労働保険の未手続事業一掃対策を推進する。

茨城労働局雇用環境・均等室 ☎029-277-8294
<http://ibaraki-roudoukyoku.jsite.mhlw.go.jp>

労働保険の年度更新手続きはお早めに！

受理相談会を開催いたします

平成28年度の労働保険の年度更新及び一般拠出金の申告手続きは、平成28年6月1日（水）から平成28年7月11日（月）までが申告期間となります。送付される「労働保険年度更新 申告書の書き方」等により申告書を作成され、期日までに申告手続きをお願いいたします。

初めて年度更新手続きをされる方、申告書作成の上でご不明な点のある方などのために、各労働基準監督署等で受理相談会を開催するとともに、労働保険年度更新コールセンター（0120-949-732）も開設しておりますので、お気軽にご利用下さい。

平成28年度 労働保険年度更新申告書 受理相談会日程表

署別	月 日	時 間	会 場
水戸	7月7日(木)	9:30~16:00	笠間市商工会友部事務所 大会議室 (笠間市東平 2-3-3) 新しい会場
	7月7日(木)	10:00~16:00	大子町立中央公民館 第1研修室 (久慈郡大子町大字池田 2669)
	7月8日(金)	9:30~16:00	常陸大宮市文化センター 会議室1 (常陸大宮市中富町 3135-6)
	7月8日(金)・11日(月)	9:00~16:00	茨城県職業人材育成センター 本館研修室 A11 (水戸市水府町 864-4)
	7月11日(月)	9:30~16:00	常陸太田市商工会 大会議室 (常陸太田市中城町 3210)
日立	7月7日(木)・8日(金)・11日(月)	9:00~16:00	日立労働基準監督署 会議室
	7月11日(月)	9:30~15:30	ハローワーク高萩会議室 (高萩市本町 4-8-5)
土浦	7月7日(木)・8日(金)・11日(月)	10:00~16:00	新治ショッピングセンター さん・あぴお 2階特設会場 (土浦市大畑 1611) 新しい会場
	7月11日(月)	10:00~16:00	小美玉市四季文化館(みの〜れ) 練習室(1) (小美玉市部室 1069)
筑西	7月7日(木)・8日(金)・11日(月)	9:00~16:00	筑西労働基準監督署 会議室
古河	7月7日(木)・8日(金)・11日(月)	9:00~16:00	古河労働基準監督署 2階会議室
常総	7月7日(木)・8日(金)・11日(月)	9:00~16:00	常総労働基準監督署 会議室
龍ヶ崎	7月7日(木)・8日(金)・11日(月)	9:00~16:00	龍ヶ崎労働基準監督署 1階会議室
鹿嶋	7月7日(木)・8日(金)・11日(月)	9:00~16:00	鹿嶋労働基準監督署 屋外会議室

お問合せ先は、茨城労働局 総務部 労働保険徴収室（029-224-6213）または最寄りの労働基準監督署まで
(HP) <http://ibaraki-roudoukyoku.jsite.mhlw.go.jp/>

(事業主の方へ)

平成28年度の雇用保険料率

－ 雇用保険料率が引き下がります －

- ◆「雇用保険法等の一部を改正する法律案」が平成28年3月29日に国会で成立しました。このため、平成28年4月1日から平成29年3月31日までの雇用保険料率は、以下の表のとおり引き下がります。
- ◆平成28年度の失業等給付の雇用保険料率は、労働者負担・事業主負担とも1/1000ずつ引き下がります。
- ◆併せて、雇用保険二事業の保険料率（事業主のみ負担）は、0.5/1000引き下がります。

[平成28年度の雇用保険料率]

事業の種類	負担者 ① 労働者負担 (失業等給付の 保険料率のみ)	② 事業主負担	① + ② 雇用保険料率		
			失業等給付の 保険料率	雇用保険 二事業の保険料率	
一般の事業	4/1000	7/1000	4/1000	3/1000	11/1000
(27年度)	5/1000	8.5/1000	5/1000	3.5/1000	13.5/1000
農林水産・ 清酒製造の事業	5/1000	8/1000	5/1000	3/1000	13/1000
(27年度)	6/1000	9.5/1000	6/1000	3.5/1000	15.5/1000
建設の事業	5/1000	9/1000	5/1000	4/1000	14/1000
(27年度)	6/1000	10.5/1000	6/1000	4.5/1000	16.5/1000

※枠内の下段は平成27年度の雇用保険料率

不明な点は、下記までお問い合わせください。
茨城労働局総務部労働保険徴収室 TEL 029-224-6213 FAX 029-224-6258

平成28年度「全国安全週間」を7月に実施

～見えますか？ あなたのまわりの 見えない危険 みんなで見つける 安全管理 ～

今年で 89 回目となる全国安全週間は、労働災害を防止するための産業界での自主的な活動を推進するとともに、職場での安全に対する意識を高め、安全を維持する活動の定着を目的としています。

労働災害は長期的に減少し、平成 27 年は初めて年間の死者数が 1,000 人を下回りました。一方、休業災害を含む労働災害全体では、十分な減少傾向にあるとは言えません。特に、近年の産業構造の変化に伴って拡大を続ける第三次産業などでは、職場の安全に関して自ら取り組み意識が十分であるとは言えず、労働災害が増加傾向にあります。また、経験が浅い労働者は職場に潜む危険を察知できないことが懸念されています。

このような背景を踏まえて今年度のスローガンでは、安全な職場環境を形成するために、同じ職場にいる労働者全員で早期に危険要因を発見・改善・見える化し、事故の発生を未然に防ぐことを呼びかけています。

厚生労働省では、7月1日（金）から7日（木）までを「全国安全週間」、6月1日（水）から30日（木）までを準備期間として、各職場で巡視やスローガンの掲示、労働安全に関する講習会の開催など、さまざまな取組を行っています。

茨城労働局労働基準部健康安全課

平成27年 茨城県内の労働災害発生状況

～休業災害は前年比0.5%減少、死亡災害は7名減少～

業種別	死傷者数(休業4日以上)		死亡者数		増減	
	26年	27年	26年	27年	死傷	死亡
計	2,884	2,870	40	33	-14	-7
製造業	838	813	9	2	-25	-7
食料品	244	232	1	1	-12	0
化学	68	84	0	0	16	0
金属製品	156	141	1	0	-15	-1
建設業	375	350	10	12	-25	2
土木	78	82	1	5	4	4
建築	192	167	6	3	-25	-3
その他	105	101	3	4	-4	1
運輸交通業	398	389	6	7	-9	1
道路貨物運送業	352	346	6	6	-6	0
貨物取扱業	38	28	2	1	-10	-1
農林業	57	49	0	2	-8	2
畜産水産業	119	153	2	1	34	-1
商業	383	379	4	5	-4	1
小売業	305	306	4	4	1	0
社会福祉施設	108	131	0	0	23	0
その他	568	578	7	3	10	-4

(注) 1. 災害発生状況は、労働者死傷病報告より作成したものの。

2. 休業4日以上の死傷災害は、死亡災害を含む。

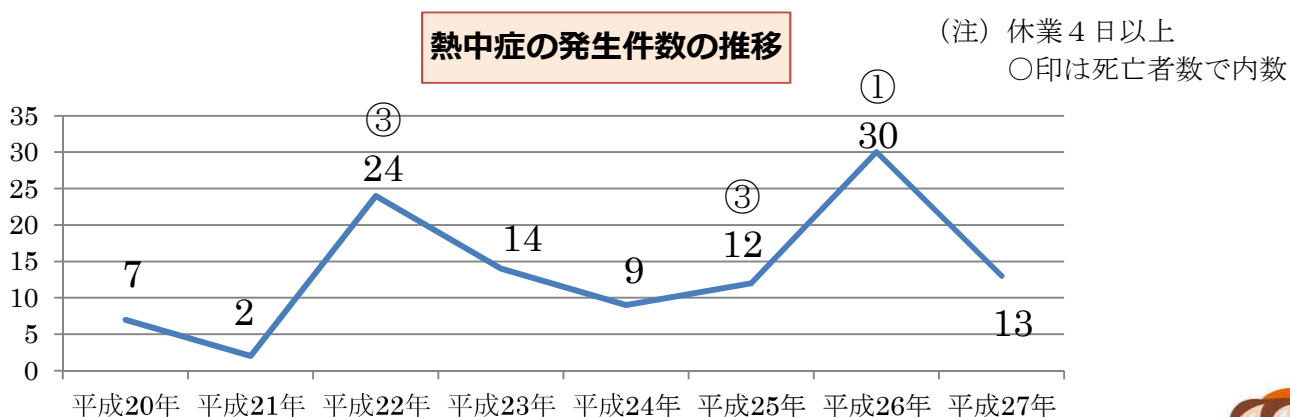
職場の熱中症対策は万全ですか

高温多湿の環境では、熱中症が多発しています。
職場の熱中症予防に努めましょう！

茨城県内の熱中症による休業4日以上死傷者は、平成20年以降では、一昨年の30人が過去最高となっています。特に、死亡災害の事例からも屋外作業を中心に発生しています。

「熱中症」は、高温多湿な環境の中で作業や運動をすることにより、体内の水分や塩分のバランスが崩れ、体温調節機能がうまく働かなくなり、体内に熱がたまることによって、めまいや筋肉痛、吐き気、さらには、けいれんなどを起こす病気です。

屋外だけでなく、室内で何もしていないときでも発症し、救急搬送されたり、場合によっては死亡することもあります。



熱中症予防対策

1 作業環境管理

- ・冷房を備えた休憩場所・日陰などの涼しい休憩場所を設けましょう。
- ・水・冷たいおしぼり、水風呂、シャワーなどの、身体を適度に冷やすことのできる物品や設備を設けましょう。
- ・水分・塩分の補給を、定期的かつ容易に行えるよう、飲料水などを備え付けましょう。
- ・たとえ温度が低くても、湿度が高い場合には熱中症になるおそれがあることに注意しましょう。
- ・暑さ指数（WBGT値）を測定し、熱中症発生のリスクの把握と対策に活用しましょう。
- ・高温多湿な作業場所においては、熱を遮る遮へい物、直射日光・照り返しを遮ることができる簡易な屋根、通風・冷房の設備を設置しましょう。

2 作業管理

- ・WBGT値、作業の状況に応じて、作業の休止時間・休憩時間の確保、連続作業時間の短縮、身体作業強度が高い作業の回避、作業場所の変更等の対策を講じましょう。
- ・計画的に熱に慣れ、環境に適応するための期間を設けましょう。
- ・のどの渇きを感じなくても、定期的な水分・塩分の摂取を行うよう指導し、チェック表、作業中の巡視における確認などにより、摂取を徹底しましょう。
- ・透湿性、通気性の良い服装をさせましょう。
- ・作業中は巡視を頻繁に行い、定期的に水分・塩分を摂取しているか、健康状態に異常はないかを確認しましょう。

3 健康管理

- ・糖尿病、高血圧症、心疾患などの疾患は、熱中症の発症に影響を与えるおそれがあります。
- ・睡眠不足、体調不良、前日の飲酒、朝食の未摂取、感冒などによる発熱、下痢などによる脱水などは、熱中症の発症に影響を与えるおそれがあります。
- ・熱中症の発症に影響を与えるおそれのある疾患を治療中の労働者に対して、熱中症を予防するための対応が必要であることを知らせ、主治医から熱中症を予防するための対応の指示があった場合は、事業者申し出るよう指導しましょう。
- ・作業開始前・作業中の巡視などによって、労働者の健康状態を確認しましょう。
- ・熱中症を疑わせる症状※ が現れた場合には、以下の救急措置をとり、必要に応じ救急隊を要請し医師の診察を受けさせてください。
 - ① 涼しい日陰か冷房が効いている部屋などへ移す。
 - ② 衣服を脱がせ、氷などで首、腋の下、足の付け根などを冷やす。
 - ③ 自力で可能であれば水分・塩分を摂取させる。
- ・労働者が体調不良を訴えていなかったにもかかわらず、死亡に至った事例が確認されていることから、労働者の健康状態は、労働者の申出だけでなく、発汗の程度、行動の異常等についても確認すること。

※熱中症では、以下のような症状が現れます。（Ⅲが最も重症）

- I度：めまい、失神、筋肉痛、筋肉の硬直、大量の発汗
- II度：頭痛、気分の不快、吐き気、嘔吐、倦怠感、虚脱感
- Ⅲ度：意識障害、けいれん、手足の運動障害、高体温

4 労働衛生教育

- ・労働者に対する労働衛生教育が確実に実施されるよう、高温多湿作業場所における作業を管理する者に対しては、労働衛生教育を行うこと。なお、教育用教材としては、厚生労働省ホームページに公表されている「職場における熱中症予防対策マニュアル」及び熱中症予防対策について点検すべき事項をまとめたリーフレット等、環境省熱中症予防情報サイトに公表されている熱中症に係る動画コンテンツ及び救急措置等の要点が記載された携帯カード「熱中症予防カード（レッドカード・イエローカード）」などが活用できること。

The image shows two cards for heatstroke prevention. The left card is titled '熱中症にレッドカード（危急状態）' (Red Card for Heatstroke - Critical State) and features a flowchart. It starts with '熱中症を疑う症状があるか？' (Are there symptoms of heatstroke?). If 'ある' (Yes), it asks '意識はあるか？' (Is consciousness present?). If '意識はある' (Consciousness is present), it instructs to '①涼しい場所への避難' (Evacuate to a cool place) and '②脱衣と冷却' (Remove clothing and cool down). If '意識がない・呼びかけに応じない・瀕死が怖い・全身が痛い' (Unconscious/unresponsive/dying/whole body hurts), it instructs to '①涼しい場所への避難' (Evacuate to a cool place) and '②脱衣と冷却' (Remove clothing and cool down), followed by '③水分・塩分の摂取' (Hydrate and replenish electrolytes). If '症状が回復しない' (Symptoms do not improve), it instructs to '④救急隊要請' (Call ambulance) and '⑤医療機関へ搬送' (Transport to medical facility). The right card is titled '守らないとイエローカード～熱中症対策十か条～' (Yellow Card if not followed - 10 heatstroke prevention measures). It lists 10 measures: 1. Avoid high-temperature/humid work. 2. Take breaks during work. 3. Rest in shade. 4. Take breaks every 1-2 hours. 5. Use protective gear. 6. Hydrate and replenish electrolytes. 7. Rest if symptoms appear. 8. Eat balanced meals. 9. Avoid over-exercising. 10. Rest and hydrate. Below the list are '熱中症対策グッズ' (Heatstroke prevention products) and '熱中症対策グッズ' (Heatstroke prevention products) including cooling towels, fans, water, and electrolyte drinks. At the bottom, it says '茨城県産業保健総合支援センター 茨城県労働局労働基準部' (Ibaraki Prefecture Industrial Health Support Center, Ibaraki Prefecture Labor Bureau Labor Standards Department).

5 救急処置

- ・身体症状が急激に悪化し、死亡に至った事例が確認されていることから、あらかじめ、緊急時に直ちに熱中症に対応できる近隣の病院、診療所の情報を把握しておくこと。

「雇用の分野で障害者に対する差別が禁止され、合理的配慮の提供が義務」となりました。

「障害者の雇用の促進等に関する法律」を改正し、**平成 28 年 4 月 1 日施行**

<改正のポイント>

ポイント1：雇用の分野での障害者差別を禁止

- ・障害者であることを理由とした障害のない人との不当な差別的取扱いが禁止。
- ・障害者であることを理由に障害者を排除することや不利な条件を設けること など

ポイント2：雇用の分野での合理的配慮の提供義務

合理的配慮とは、

- ・募集及び採用時に、障害者と障害者でない人との均等な機会を確保するための措置
- ・採用後に、障害者と障害者でない人の均等な待遇の確保または障害者の能力の有効な発揮の支障となっている事情を改善するための措置 など

ポイント3：相談体制の整備、苦情処理、紛争解決の援助

- ・相談窓口の設置など、障害者からの相談に適切に対応するために必要な体制整備。
- ・事業主は、障害者に対する差別や合理的配慮の提供に係る事項について、障害者からの苦情を自主的に解決することが努力義務とされています。



※詳細については、厚生労働省ホームページでご確認ください。また、最寄りのハローワークにお問い合わせください。

http://www.mhlw.go.jp/stf/seisakunitsuite/bunya/koyou_roudou/koyou/shougaihakoyou/shougaiha_h25/index.html

65歳までの「高年齢者雇用確保措置」について

高年齢者雇用安定法第9条は、高年齢者の65歳までの安定した雇用を確保するため、定年年齢を65歳未満としている事業主に、高年齢者雇用確保措置として次の①から③のうち、いずれかの実施を義務づけています。

- ① 定年年齢を65歳まで引き上げ ② 希望者全員を65歳まで継続雇用する制度の導入 ③ 定年制の廃止

<継続雇用制度とは>

現在、雇用している高年齢者を、本人の希望によって、定年後も引き続き雇用する制度で、次のようなものがあります。

- ◆ 再雇用制度：定年でいったん退職とし、新たに雇用契約を結ぶ制度
- ◆ 勤務延長制度：定年で退職とせず、引き続き雇用する制度

※詳細については、厚生労働省ホームページでご確認ください。また、最寄りのハローワークにお問い合わせください。

<http://www.mhlw.go.jp/kyujin/hwmap.html>

「キャリアアップ助成金」が変わりました

平成 28 年 4 月 1 日改正

「キャリアアップ助成金」は、有期契約労働者、短時間労働者、派遣労働者といった、いわゆる非正規雇用労働者の企業内のキャリアアップを促進するため、**正社員化、人材育成などの取組を実施した事業主に対して助成する制度**です。

※コース区分の変更 = これまでの6コースを3コースに整理統合

※詳細については、厚生労働省ホームページでご確認ください。また、茨城労働局職業対策課（電話029-224-6219）又は最寄りのハローワークにお問い合わせください。

http://www.mhlw.go.jp/stf/seisakunitsuite/bunya/koyou_roudou/part_haken/jigyounushi/career.html

「ユースエール認定制度」



● 「ユースエール認定制度」とは・・・

若者の採用・育成に積極的で、若者の雇用管理の状況などが優良な中小企業(常時雇用する労働者が300人以下の事業主)を若者雇用促進法に基づき厚生労働大臣が「ユースエール認定企業」として認定する制度が平成27年10月からスタートしました。認定を受けた企業の情報発信などを支援することで、企業が求める人材の円滑な採用を支援し、若者とのマッチング向上を図ります。なお、認定企業となるためには一定の基準があり、申請が必要です。詳細は、茨城労働局、最寄りのハローワークへお問い合わせください。

● 「ユースエール認定企業」になるメリットは？

1	ハローワークなどで重点的PRを実施	「わかものハローワーク」や「新卒応援ハローワーク」などの支援拠点で認定企業を積極的にPRすることで、若者からの応募増が期待できます。 また、厚生労働省が運営する、若者の採用・育成に積極的な企業などに関するポータルサイト「ユースエール認定企業・若者応援宣言企業検索システム」などにも企業情報を掲載しますので、貴社の魅力を広くアピールすることができます。
2	認定企業限定の就職面接会などへの参加が可能	各都道府県労働局・ハローワークが開催する就職面接会などについて積極的にご案内しますので、正社員就職を希望する若者などの求職者と接する機会が増え、より適した人材の採用を期待できます。
3	自社の商品、広告などに認定マークの使用が可能	認定企業は、若者雇用促進法に基づく認定マークを、商品や広告などに付けることができます。認定マークを使用することによって、若者雇用促進法に基づく認定を受けた優良企業であるということを対外的にアピールすることができます。
4	若者の採用・育成を支援する関係助成金を加算	若者の採用・育成を支援するため、認定企業が次の各種助成金を活用する際、一定額が加算されます。 ①キャリアアップ助成金 ②キャリア形成促進助成金 ③トライアル雇用奨励金 ④三年以内既卒者等採用定着奨励金

※上記以外のメリットとして、日本政策金融公庫による低利融資・公共調達における加点評価(原則平成28年度中に開始)があります。

「平成29年3月新規学校卒業者の就職に関する申し合わせ」が決まる!

平成28年4月28日、産・学・官の関係者出席のもと、茨城県就職問題検討会議を開催し、新規中学校、高等学校卒業者の求人活動などについての「申し合わせ」を決定しました。

早期選考など行き過ぎた求人活動を戒め、正常な学校教育の維持と適正な職業紹介の円滑な推進を図ることを目的としています。平成29年3月新規学校卒業者に関する採用選考に係る主なスケジュールは次の通りです。

	中学校卒業予定者	高等学校卒業予定者
求人申込み及び受理	安定所において6月20日から開始 (他安定所への求人連絡は7月1日以降)	安定所において6月20日から開始 (求人者への返戻、学校への求人票の提出は7月1日以降)
推薦・選考	来年1月1日以降開始	9月5日以降推薦開始(文書到達主義) 9月16日以降選考開始 10月1日以降は1人2社まで応募・推薦可能
就業開始	来年4月1日以降	卒業後

※採用選考にあたって、事業主の皆さまにおかれましては次のことに配慮いただく必要があります。

- ① 出身地、家族の職業、経済的条件、家庭環境等を採否決定の判断資料とすることなく、応募者本人の有する適性と能力を引き出し、これを効果的に発揮させるという観点に立ち、合理的な選考がなされるようにすること。
- ② 男女雇用機会均等法の趣旨に沿って、女子と男子の均等な機会が与えられるとともに、障害者に対しては、格別の考慮がなされるようにすること。
- ③ 「青少年の雇用機会の確保及び職場への定着に関して事業主、職業紹介事業者等その他の関係者が適切に対処するための指針」に基づき、労働条件等の明示、職場における就労実態に係る情報の提供等がなされるようにすること。

専門的知識等を有する有期雇用労働者等に関する特別措置法の概要について

平成 25 年の臨時国会で成立した国家戦略特別区域法の規定等を踏まえ、有期の業務に就く高度専門的知識等を有する有期雇用労働者等について、労働契約法に基づく無期転換申込権発生までの期間（※）に関する特例を設けるもので平成 27 年 4 月 1 日より施行されています。

（※）同一の使用者との間で有期労働契約が繰り返し更新されて通算 5 年を超えた場合は、労働者の申込により、無期労働契約に転換できる。（労働契約法第 18 条）

主な内容

① 特例の対象者

- I) 「5 年を超える一定期間内に完了することが予定されている業務」に就く高度専門的知識等を有する有期雇用労働者
- II) 定年後（60 歳以上）に有期契約で継続雇用される高齢者

② 特例の効果

特例の対象者について、労働契約法に基づく無期転換申込権発生までの期間（現行 5 年）を延長→次の期間は、無期転換申込権が発生しないこととする。

- ① I の者：一定期間内に完了することが予定されている業務に就く期間（上限：10 年）
- ② II の者：定年後引き続き雇用されている期間

※特例の適用に当たり、事業主は、

- ① I の者について、労働者が自らの能力の維持向上を図る機会の付与等
- ② II の者について、労働者に対する配置、職務及び職場環境に関する配慮等の適切な雇用管理を実施

特例の適用を受けるには事業主が雇用管理措置の計画を作成した上で、労働局長の認定を受けることが必要です。

◎詳しくは、厚生労働省ホームページ「高度専門職・継続雇用の高齢者に関する無期転換ルールの特例について」でご確認ください！

【お問い合わせ】茨城労働局雇用環境・均等室 TEL029-277-8295



労働委員会の窓から

平成 28 年 2 月 1 日～平成 28 年 3 月 31 日



労働委員会は、中立・公正な立場で、労使紛争の解決に向けて争議の調整や不当労働行為の審査などを行っています。労働組合や使用者だけでなく、労働者個人で利用できるあっせん制度もありますので、是非ご活用ください。

■ 今期の事件の状況



- **審査事件** (労働組合又は労働者からの申立てにより、不当労働行為に該当するかどうかを判定し、該当する場合救済を図る制度)
 - ・ ・ ・ ・ 当該期間中に新規申立てはありませんでした。係属中の事件は **2 件** です。
- **調整事件** (労働組合と使用者との間の紛争について話し合いにより解決を図る制度)
 - ・ ・ ・ ・ 当該期間中に新規申請はありませんでした。係属中の事件はありません。
- **個別あっせん事件** (労働組合に加入していない労働者等と使用者との間の紛争について話し合いにより解決を図る制度)
 - ・ ・ ・ ・ 当該期間中に新規申請が **1 件** ありました。
また、**1 件** の係属事件が終結しました。係属中の事件は **1 件** です。

【新規事件の概要】

事件名	業種	申請年月日 申請者区分	あっせん事項
(株) D 事件	卸売業、 小売業	H28. 3. 23 労働者	パワハラ及びセクハラに対する謝罪並びに慰謝料請求

【終結事件の概要】

事件名	業種	申請年月日 申請者区分	あっせん事項	終結状況
(株) C 事件	卸売業、 小売業	H28. 1. 29 労働者	①パワハラの事実を認めて謝罪すること ②精神的苦痛及び経済的損失に対する慰謝料の支払い	平成28年2月16日、被申請者のあっせんに応じない意思が明確になったため、あっせん不開始として終結した。

■ あっせん員候補者の公示



あっせん員候補者を平成 28年4月28日付けで委嘱しましたので紹介します。

氏名	委嘱年月日	現職
こいずみ なおよし 小泉 尚義	平成 9 年 11 月 20 日	弁護士 茨城県労働委員会公益委員
やまもと けいこ 山本 圭子	平成 22 年 12 月 1 日	法政大学法学部講師 茨城県労働委員会公益委員
いしはま たかし 石濱 孝	平成 24 年 12 月 3 日	茨城県労働委員会公益委員
きじま ちかお 木島 千華夫	平成 24 年 12 月 3 日	弁護士 茨城県労働委員会公益委員
やすだ なおみち 安田 尚道	平成 27 年 11 月 1 日	常磐短期大学・常磐大学大学院教授 茨城県労働委員会公益委員
わだ ひろみ 和田 浩美	平成 24 年 12 月 3 日	日本労働組合総連合会茨城県連合会会長 茨城県労働委員会労働者委員
くろえ まきおみ 黒江 正臣	平成 26 年 12 月 1 日	全日本自治団体労働組合茨城県本部執行委員長 茨城県労働委員会労働者委員
やまもと いさむ 山本 勇	平成 26 年 12 月 1 日	JAM 北関東茨城県連絡会副会長 茨城県労働委員会労働者委員
ぬまた たかひろ 沼田 孝博	平成 26 年 12 月 1 日	茨城県電力関連産業労働組合総連合会長 茨城県労働委員会労働者委員
あかざわ よしあき 赤澤 義明	平成 27 年 11 月 1 日	日本基幹産業労働組合連合会茨城県本部委員長 茨城県労働委員会労働者委員
うちた つとむ 内田 勉	平成 18 年 12 月 1 日	株式会社カスミ常勤監査役 茨城県労働委員会使用者委員
しみず けんいち 清水 賢一	平成 22 年 12 月 1 日	一般社団法人茨城県経営者協会顧問 茨城県労働委員会使用者委員
やすだ ひとし 安田 仁四	平成 24 年 12 月 3 日	一般社団法人茨城県経営者協会人事労務相談室長 茨城県労働委員会使用者委員
たておか つかさ 館岡 司	平成 24 年 12 月 3 日	日立電鉄交通サービス株式会社代表取締役社長 茨城県労働委員会使用者委員
のざわ まさる 野澤 勝	平成 28 年 4 月 28 日	茨城県労働委員会事務局長
たちばな ひでゆき 橘 秀幸	平成 27 年 4 月 16 日	茨城県労働委員会事務局次長兼総務調整課長
いちげ なおみつ 市毛 直光	平成 27 年 4 月 16 日	茨城県労働委員会事務局審査課長

■ 労働委員会講座



■ 「あっせん員」について ■

平成28年4月28日に茨城県労働委員会におけるあっせん員候補者を委嘱しました。あっせん員は、労働委員会で扱う調整事件におけるあっせん（労働組合と使用者との間の紛争について話し合いにより解決を図る制度）及び個別的労使紛争のあっせん事件（労働組合に加入していない労働者等と使用者との間の紛争について話し合いにより解決を図る制度）に関与します。

ここでは、あっせん員が、上記の労働委員会のあっせんにおいてどのような役割を果たすのかをご紹介します。

労働委員会のあっせんは、会長の指名するあっせん員が、労働争議の両当事者の間に立って双方の主張の争点を確かめ、その妥協調整に助力して当事者の自主的な相互の歩み寄りを図ることにより、当該事件を妥結に導く争議解決の方法です。あっせん員は、今回公示されたあっせん員候補者の中から指名されます。あっせん員候補者には、公益を代表する者（弁護士など）、労働者を代表する者（労働組合の役員など）、使用者を代表する者（会社役員など）など学識経験を有し、労働争議の解決に援助を与える能力のある者が選ばれます。

あっせんの際には、紛争の内容等を勘案し、原則として公・労・使のあっせん員候補者の中から1名ずつあっせん員が指名されます。公益を代表するあっせん員は公平な第三者の立場に立つ者であり、労働者を代表するあっせん員、使用者を代表するあっせん員も単なる利益代表ではなく、労働争議当事者双方の事情を正しく理解し、あっせんに反映させていく立場にあります。

以上のように、労働委員会では、異なる立場のあっせん員が複数であっせんに携わることにより、労働争議当事者双方の意向をより丁寧に反映させながら、公正で円滑なあっせんを行っておりますので、是非ご活用下さい。



【お問い合わせ先】；茨城県労働委員会事務局

〒310-8555 水戸市笠原町 978 番 6

TEL029-301-5563（総務調整課）、029-301-5568（審査課）

E-mail roudoui@pref.ibaraki.lg.jp

URL <http://www.pref.ibaraki.jp/soshiki/roudoui/index.html>

～労使紛争の迅速・的確な解決を目指します～

地域産業人材UIJターン・定着促進事業

◆事業の目的◆

本県産業を担う人材の確保・定着を図るため、県内外の大学及び経済団体と連携し、インターンシップの実施をはじめ、都内学生等を対象とした合同就職面接会の開催による本県へのUIJターンと、県内学生向け企業セミナーの実施等による地元定着を促進する。



◆事業の内容◆

<大好きいばらきUIJターン・定着応援“くらぶ”の運営>

- 県や県内外の大学、経済団体等が構成員となり、UIJターンと地元定着に向けた推進体制を構築
- 県主催の就職面接会や県内企業の就職情報の提供、大学や学生のニーズ把握

<大好きいばらきインターンシップ促進事業>

- 県内企業の魅力をアピールするインターンシップを実施し、UIJターンの契機をつくる。
- 参加対象：県外及び県内の大学在学3年生及び2年生

<大好きいばらきUIJターン促進事業>

- 県外学生向けの合同就職面接会や県内企業を巡るバスツアー等の開催
 - * 合同就職面接会(6月17日)
 - * 参加企業数：県内中小企業等(50社を予定)
- 「いい顔で働こう。大好きいばらき就職応援サイト」の運営
 - * 登録学生等に就職情報等をピンポイントで発信
- インターンシップ促進事業の実施
 - * 県内外の大学生等を対象に県内企業で就職体験
- 県内企業若手社員と学生の交流会の開催
 - * 県内企業の働きやすさをアピールする交流会を開催
- 大学生等の父兄を対象に県内の就職・企業情報等のセミナーを開催

<地元就職・人材定着支援事業>

- 県内大学生の県内企業への就職を促進する学内企業セミナーやバスツアーの開催
- 大学就職担当者等と企業採用担当者との連携促進：交流会の開催

第87回メーデーが実施されました



連合茨城（和田会長）は5月1日、水戸市の県三の丸庁舎広場にて、県中央メーデーを開催し、全ての働く人の「暮らしの底上げ、底支えの実現」や「格差是正」などを訴えました。（参加者約 1,200 人：主催者発表）

『支え合い、助け合う心をひとつに力を合わせ、
暮らしの底上げを実現しよう！』
～すべての働く仲間の連帯で「安心・安全」な
社会をめざし、さらなる一歩をふみ出そう～



茨城労連（榊原議長）は5月1日、水戸市・千波湖公園はなみずき広場にて、県中央メーデーを開催し「社会保障制度の拡充」や「憲法改悪阻止」などを訴えました。（参加者約 120 人：主催者発表）

『働くものの団結で生活と権利を守り、
平和と民主主義、中立の日本をめざそう』

仕事と生活の調和推進計画 ～ワーク・ライフ・バランスはじめの一歩～

県では、ワーク・ライフ・バランスを実現するための「仕事と生活の調和推進計画」の策定を推進しています。計画を届け出た場合には、県のホームページ上で企業名と取組内容を紹介しますので、企業のイメージアップにつながります！ また、茨城県の建設工事の入札参加資格者名簿作成の際の加点項目となります。

（平成 27・28 年度資格者名簿分）

詳細は県労働政策課ホームページをご覧ください（様式と計画の記入例を掲載しています）。



仕事と生活の調和支援奨励金のご案内

県では、育児・介護休業法が努力義務としている休業制度や短時間勤務制度等を導入し、従業員に一定の期間利用させた中小企業主へ奨励金を支給しています。

★支給金額及び支給人数★

支給金額 30 万円（1 事業主あたり 1 回のみ）

奨励金の支給には要件がありますので、詳細は県労働政策課までお問い合わせ下さい。

<お問い合わせ・お申込み先>

茨城県商工労働観光部労働政策課 労働経済・福祉グループ

電話 029-301-3635 FAX 029-301-3649

労働政策課ホームページ <http://www.pref.ibaraki.jp/shokorodo/rosei/rodo/wlb/wlbttop.html>



茨城労働 Seed
5月号 第693号
平成28年5月発行

茨城県商工労働観光部労働政策課
〒310-8555 水戸市笠原町 978 番 6
TEL 029-301-3635

<http://www.pref.ibaraki.jp/shokorodo/rosei/rodo/seed/index.html>